

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

1. いじめ防止等の対策ための組織

(1) 組織の名称

いじめ対策委員会

(2) 組織の構成

校長、副校長、教頭、生徒支援部主事、相談係、保健主事、生徒支援部代表1名、
研修部人権教育係、養護教諭、学年主任

(3) 組織の役割

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1) 学校いじめ防止基本方針の策定、見直し | 2) 年間計画の作成・実行 |
| 3) いじめの相談・通報の窓口 | 4) いじめに関する情報の収集・共有 |
| 5) 組織的対応の中核 | |

(4) いじめの相談窓口

学級担任（副担任）、部顧問、養護教諭、学年主任、生徒支援部、保健部、SC、SSW

(5) 取組み状況の把握と検証PDCAサイクル

いじめ対策委員会の定例会は、年間5回開催し取組みの計画、実施、検証を行う。その他必要に応じて開催する。

2. 年間計画

学校生活すべての教育活動をいじめ防止のための機会ととらえ、校内の指導体制を確立し、あらゆる場面を通して、生徒の人権意識や道徳的実践力ならびに自己肯定感、自己指導力の育成を図る。

月	生徒	学校
4	<ul style="list-style-type: none"> ・年間通じて「朝の読書」 ・学校以外の相談窓口（24時間子供SOSダイヤル、メール相談窓口、親子ホットライン等）の周知 ・個人面談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間通じて「朝の読書」 ・生徒への相談窓口周知 ・個人面談週間 ・第1回いじめ対策委員会 (年間計画確認、諸問題共有) ・「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
5	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて生徒からの宣言 (生徒総会) ・保健講話 ・いじめ調査①・悩み調査①実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への相談窓口周知 ・育友会総会で「学校基本方針」の趣旨説明 ・保健講話 ・いじめ調査①・悩み調査①実施
6	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎っ子の心を見つめる週間 ・学校公開 ・生徒会挨拶運動 ・薬物乱用防止教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎っ子の心を見つめる週間 ・学校公開 ・保護者挨拶運動 ・薬物乱用防止教育
7	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒・保護者面談 ・生徒-保護者意見交換会 ・学校評価アンケート ・いじめ調査②実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒・保護者面談 ・生徒-保護者意見交換会 ・学校評価アンケート ・第2回いじめ対策委員会 ・いじめ調査②実施
8	<ul style="list-style-type: none"> ・学校以外の相談窓口（24時間子供SOSダイヤル、メール相談窓口、親子ホットライン等）の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校以外の相談窓口（24時間子供SOSダイヤル、メール相談窓口、親子ホットライン等）の周知
9	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ調査③・悩み調査②実施 ・保健講話 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回いじめ対策委員会 ・いじめ調査③・悩み調査②実施 ・保健講話 ・職員人権研修
10	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育 ・生徒会挨拶運動 ・高校生さわやか運動 ・メディア教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育 ・公開授業週間 ・高校生さわやか運動 ・メディア教育
11	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価アンケート ・いじめ調査④実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価アンケート ・いじめ調査④実施
12	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育 ・学校以外の相談窓口（24時間子供SOSダイヤル、メール相談窓口、親子ホットライン等）の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育 ・学校以外の相談窓口（24時間子供SOSダイヤル、メール相談窓口、親子ホットライン等）の周知
1	<ul style="list-style-type: none"> ・学校以外の相談窓口（24時間子供SOSダイヤル、メール相談窓口、親子ホットライン等）の周知 ・いじめ調査⑤・悩み調査③実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価委員会 ・学校評議員会 ・学校以外の相談窓口（24時間子供SOSダイヤル、メール相談窓口、親子ホットライン等）の周知 ・第4回いじめ対策委員会 ・いじめ調査⑤・悩み調査③実施
2		
3		<ul style="list-style-type: none"> ・第5回いじめ対策委員会

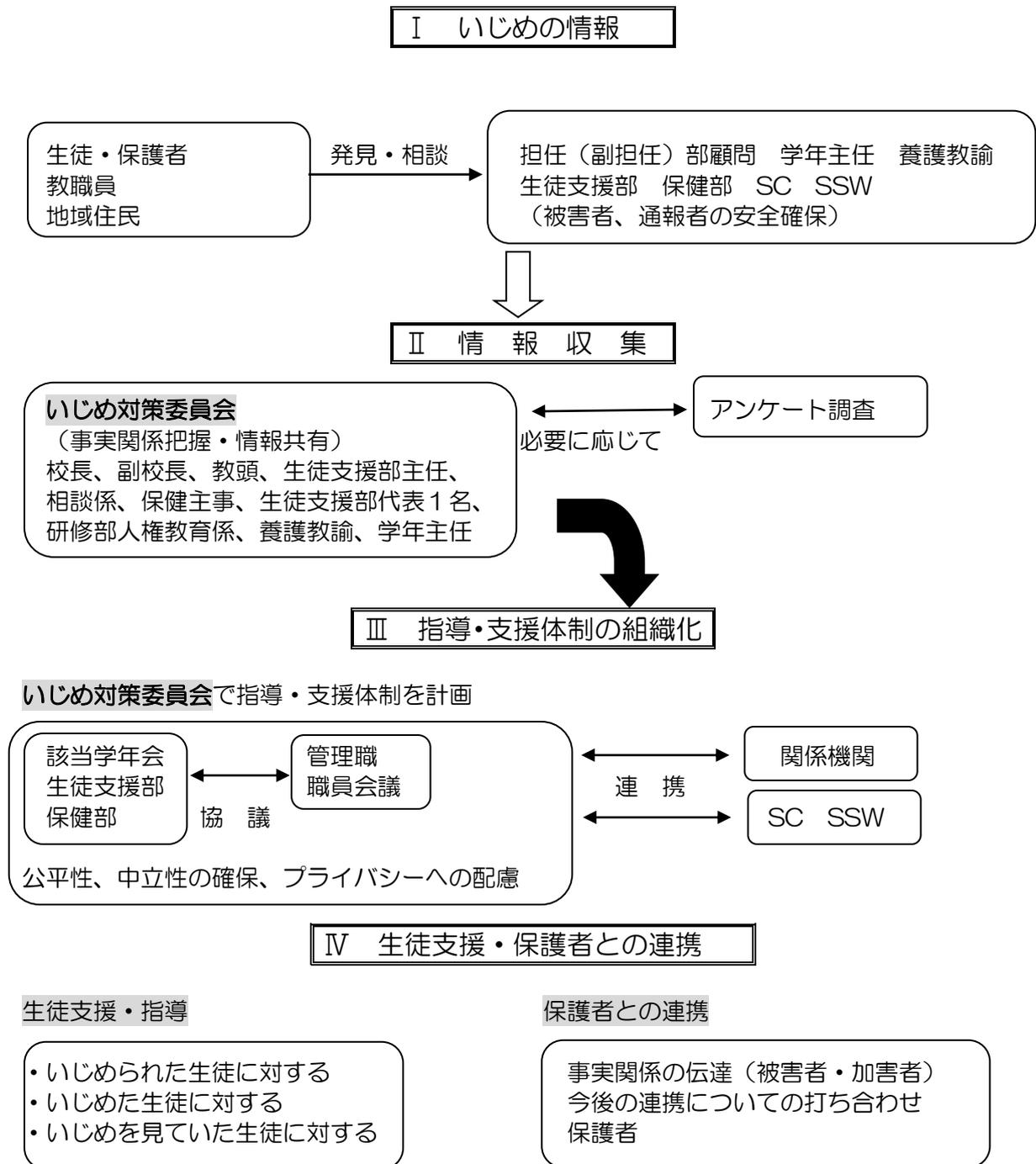
3. いじめの防止（いじめを生まない学校づくり）

- (1) 校内指導体制の確立：特定の教職員が問題を抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、協力した指導体制を確立する。
- (2) 教師の指導力の向上：いじめに関する資料等を活用した研修を実施する等、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。
- (3) 人権意識と生命尊重の態度の育成：人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にすることを指導等に努める。全ての教育活動を通して、社会性を培う取組みや共感的人間関係を育成する指導・支援を行う。
- (4) 道徳性を養う道徳教育の充実：「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用し、いじめ防止や生命尊重等の指導や取組みを行う。
- (5) 生徒の自己肯定感の育成：生徒と教職員及び生徒同士の信頼関係を構築し、自他を認め合い一人一人に居場所のある学校生活の中で、生徒の発達の段階に応じて、「夢・憧れ・志」を育む教育等を推進し、自己肯定感を高める。
- (6) 生徒の自己指導能力の育成：学級活動、生徒会活動等において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、生徒が自主的に取り組む活動を支援する。また、生徒の「規範意識」や「思いやりの心」の育成を図る。
- (7) 学校として特に配慮が必要な児童生徒：学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- (8) 家庭、地域、関係機関との連携強化：家庭や育友会等といじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて学校・保護者・地域等が一体となった取組みを推進する。
- (9) 学校基本方針の周知：入学時、各年度始めには、生徒、保護者、関係機関等へいじめ問題に対する学校基本方針を必ず説明し、学校や保護者の責任等を明らかにするとともに、保護者や地域の理解を得る。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにする。
- (10) 学校基本方針による取組みの評価：各学校は、学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、目標の達成状況の評価する。評価結果を踏まえ、取組の改善を図る。また、「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」等を定期的に活用し、計画的かつ継続的な点検・評価に取り組むとともに、いじめに対する教職員の問題意識を持続させる。

4. いじめの早期発見のための措置

- (1) 教職員による観察や情報交換：生徒のささいな変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有できる工夫する。
- (2) 定期的・必要に応じたアンケートや個人面談等の実施：生徒の生活実態について、定期的・必要に応じたアンケートや個人面談・保護者面談の実施、生活ノートの活用等、きめ細かな把握に努める。
- (3) 教育相談体制の整備：校内に生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。また、その充実に向け、スクールカウンセラー等の学校内外の専門家の活用を図る。
- (4) 情報の収集：生徒の悩みや相談をより多く受け止めることができるように、育友会や地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。
- (5) 相談機関等の周知：学校以外の相談窓口（24時間子供SOSダイヤル、メール相談窓口、親子ホットライン等）について、周知や広報を継続して行う。

5. いじめの発見や相談を受けた時の対応



8 その他

この「学校いじめ基本方針」は「いじめ対策委員会」によって適宜見直しを行い、学校や生徒の実情に合わせ、修正等を加えるものとする。

改訂履歴

発行 平成26年4月 平成25年12月長崎県いじめ防止基本方針発行に伴う

改訂 平成30年3月 平成29年7月長崎県いじめ防止基本方針改訂に伴う

※ 年間計画等の微細な変更は毎年行う